

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁業災害補償法に基づく加入区設定の一部改正（2件）</li> <li>・ 道路の区域変更（2件）</li> <li>・ 道路の供用開始</li> </ul>	所管課（室）名 水産経営課 道路維持課 //
◎ 公 告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量の実施（4件）</li> <li>・ 測量の終了</li> <li>・ 落札者等</li> </ul>	建設企画課 // 警察本部会計課
◎ 監査委員公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和6年度普通会計定期監査（後期）及び財政援助団体等監査の結果に係る措置の公表</li> </ul>	監査事務局
◎ 有明海自動車航送船組合公告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有明海自動車航送船組合職員採用試験（一般事務）の実施</li> </ul>	有明海自動車航送船組合
◎ 雑 報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般競争入札の実施（2件）</li> </ul>	長崎県公立大学法人

## 告 示

### 長崎県告示第375号

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（長崎県告示第七百六号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

二の表中

「

加入区の名 称	加入区の区域	漁業の区分
大島村第一加入区	大島村漁業協同組合の地区のうち大島村大根坂の区域	第二号漁業
大島村第二加入区	大島村漁業協同組合の地区のうち大島村的山の区域	第二号漁業
大島村第三加入区	大島村漁業協同組合の地区のうち大島村神浦及び前平の区域	第二号漁業

」

を  
「

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
大島村第1加入区	大島村漁業協同組合の地区のうち大島村大根坂の区域	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）
大島村第2加入区	大島村漁業協同組合の地区のうち大島村的山の区域	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）
大島村第3加入区	大島村漁業協同組合の地区のうち大島村神浦の区域	1 小型合併漁業 2 小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）

」

に改める。

**長崎県告示第376号**

漁業災害補償法に基づく加入区を設定した告示（長崎県告示第七百七号）の一部を次のように改正する。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

二の表中大島村加入区の項を削る。

**長崎県告示第377号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 嬉野川棚線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡川棚町木場郷字下木場1644番2地先から 東彼杵郡川棚町木場郷字迎島62番1地先まで	前B	10.8~20.0	43.3	
	後B	8.2~38.9	43.3	

**長崎県告示第378号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路線名 嬉野川棚線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東彼杵郡川棚町木場郷字笹ノ本19番地先から 東彼杵郡川棚町木場郷字笹ノ本19番地先まで	前B	34.0~34.7	6.1	
	後B	34.7~78.2	6.1	

**長崎県告示第379号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 嬉野川棚線	東彼杵郡川棚町木場郷字下木場1637番1地先から 東彼杵郡川棚町木場郷字笹ノ本19番地先まで	令和7年7月22日 10時

**公 告****測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県五島振興局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
五島市増田町	令和7年7月21日から 令和7年12月22日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、長崎県島原振興局長から公共測量（用地測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市愛野町、吾妻町	令和7年7月10日から 令和7年11月3日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、宮田土地改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市国見町宮田地区	令和7年7月22日から 令和8年3月25日まで

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、桃山田土地改良区理事長から公共測量（確定測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
雲仙市愛野町、千々石町 桃山田地区	令和7年7月22日から 令和8年3月25日まで

**測量の終了（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎県県央振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量、数値地形図データ作成（地図情報レベル1000））を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

## 公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市	令和7年5月16日

**落札者等（公示）**

落札者等について、次のとおり公示する。

令和7年7月22日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 業務の名称  
警察用船舶「たいしゅう」船舶定期検査整備
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県警察本部警務部会計課  
〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
- 3 調達方法  
船舶整備
- 4 契約方法  
一般競争入札
- 5 落札決定日  
令和7年7月1日
- 6 落札者

長崎県佐世保市白岳町826番地

大洋造船鉄工 有限会社 代表取締役 橋村 泰宗

7 落札価格

¥91,400,000－（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

令和7年5月20日

9 落札方式

最低価格

---

## 監査委員公表

---

### 監査委員公表第3号

令和7年3月13日付R06-21000-00836及びR06-21000-00843の監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月22日

長崎県監査委員	下田	芳之
同	砺山	祐実
同	松本	洋介
同	坂本	浩

R07-01090-01657  
令和7年5月27日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 祐実 様  
長崎県監査委員 松本 洋介 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 大石 賢吾  
( 公 印 省 略 )

令和6年度普通会計定期監査結果（後期）に係る措置状況について（通知）

令和7年3月13日付R06-21000-00836にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式2-1）

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R7.5.30提出）
1	総務部	東京事務所	寄附により受け入れた美術工芸品について、寄附受納の手続がなされていない。 また、物品出納簿に登記されていないものがある。	寄附受納については、書面での寄附申込があった平成21年度の美術工芸品については受納の手続きを行っているものの、その他の美術工芸品については、寄附の経過等が判然とせず受納手続きがなされているかも不明であったものです。 また、物品出納簿への登記については、令和3年度に再点検を行い登記を行ったものの、当時事務所外に貸し出していたものに登記漏れがあったため、監査での指摘を受け、直ちに登記を行いました。 今後は寄附受納手続き及び物品出納簿への登記を行うよう、本事例の周知徹底を図り、物品管理規則等に基づき適正な事務処理に努めてまいります。
2	地域振興部	県央振興局 管理部 総務課	一般国道207号道路公園清掃業務委託において、ランダム化により予定価格等を決定することを入札執行通知書に記載していない。	当該案件は、関係要綱等の確認漏れのため発生したものです。 予備監査終了後、直ちに全ての経理班員に対し改めてランダム化について周知し、令和6年度は、最新の要綱等の確認を行い入札公告を作成し、施行時に当該要綱等を添付のうえ決裁を受け、令和7年2月18日付で公告を行いました。 また、今後同様の事例を発生させないために、当該事務の経理担当者及び班長においては、引継書にこのことを目立つように記載のうえ、確実に引継ぎを行うようにします。
3	福祉保健部	こども医療福祉センター	予算執行整理簿（需用費及び備品購入費）の総務課長による毎月の確認が行われていない。	担当者が変わる際の引継項目から漏れており、認識不足によって作業が漏れていたものです。 指摘を受け令和5年10月から令和6年11月までの14か月分について、総務課長による確認を行いました。 今後は事務処理を失念しないよう、担当者によるスケジュール登録の実施及び総務係会議での注意喚起を行うとともに、年度末には十分な事務引継を実施し、処理漏れがないよう対応してまいります。
4	水産部	総合水産試験場	養殖筏連絡橋補修工事の契約書において、契約日を「令和6年3月決裁日」としている。 また、契約書に契約不適合責任期間（年数）を記載していないものや契約書の作成部数を記載していないものがある。	ご指摘の内容については、契約伺いの決裁段階及び公印押印の検認時の確認が不十分だったことが要因で生じてしまいました。 今後は、総務課において「契約日」はもとより「契約金額」「契約期間」等の特に確認すべき箇所について課内全員でミーティングを実施して意識統一を図るとともに、チェック機能を強化し、文書の適切な処理を徹底してまいります。

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式2-1）

番号	部局	機 関 名	内 容	措置状況（R7.5.30提出）
5	農林部	農林技術開発センター 管理部門	業者から提出された被保険者等記号・番号がマスクされている健康保険証の写しをそのまま保管している。	契約締結の際、請負業者から記号・番号がマスクされていない保険証の写しを受理し、そのまま保管していたものであります。 今回の指摘内容を課内で共有するとともに、今後は、決裁時に関係法令や土木部長通知等を添付のうえ、独自に作成した「入札・契約事務確認表」及び「契約に係る提出書類チェックリスト」により複数人でチェックを行うことで再発防止に努めてまいります。
6	土木部	対馬振興局建設部 管理課、 河港課	物品の日頃の管理が適切に行われておらず、所在の確認ができない物品がある。	不用決定の手続きを経ずに備品を処分していたものですが、物品を処分する際は、複数人で物品整理票の貼付、物品管理簿の登記を確認したうえで、『物品の不用決定決議』など必要な手続きを行い、適切な物品の管理に努めております。
7	土木部	県中央振興局 建設部 管理課	港湾施設用地の目的外使用許可に係る使用料の減免において、減免申請書が提出されていないものや許可伺に減免根拠が記載されていないものがある。	港湾施設用地の目的外使用許可に係る使用料の免除において、漁協からの減免申請書の添付がないまま減免を行っているもの及び起案時の伺いに減免根拠の記載が無く、添付していた根拠通知も平成20年に発出された減免基準に関する通知とすべきところ、誤って過去の別の通知を根拠として減免を行っていたものです。 今後は、起案前の事前審査の段階で減免申請書が提出されているか、また、起案時の伺いには減免根拠を記載し、適切な通知が添付されているか等について確認することを徹底してまいります。

R07-40060-01894

令和7年5月28日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 祐実 様  
長崎県監査委員 松本 洋介 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介  
( 公 印 省 略 )

令和6年度普通会計定期監査結果（後期）に係る措置状況について（通知）

令和7年3月13日付R06-21000-00836にて提出された監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じましたので通知します。

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式2-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
1	教育庁	鹿町工業高等学校	温泉水を取水する際の揚水ポンプにかかる電気料の徴収において、減額する根拠が不明である。	<p>佐世保市に対して使用許可を行っている学校敷地内の泉源の揚水にかかる電気料金については、平成9年当時の鹿町町長と交わした覚書に基づき、電力使用量に電気使用料単価を乗じた金額を請求していました。</p> <p>本来ならば、基本料金等を含めた金額で請求すべきでしたが、覚書に基本料金等の取扱いについて定めておらず、その後も県市双方で覚書の内容を見直すことがないまま、事務処理を続けていました。</p> <p>今回の指摘を受け、佐世保市と電気料金の積算方法の見直しについて協議し、県の行政財産目的外使用許可事務取扱要領に基づいて電気料金を計算する旨を確認しました。</p> <p>今後は、覚書等の内容について、財務規則等の改正のタイミングで見直すといった視点をもって業務に取り組んでまいります。</p>
2	教育庁	猶興館高等学校	外壁打診調査業務委託において、検査下命を行わず、検査調書を作成していない。	<p>契約金額が100万円を超えているにもかかわらず、検査下命及び検査調書の作成を行わず、請求書の余白に履行確認の年月日及び氏名を記載し押印することで検査調書に代えるといった事務処理を行っていました。</p> <p>関係規則に対する確認不足、担当者任せにし事務室内でのチェック体制が十分に機能していなかったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受け、関係規則等を再確認し、事務室内で検査（検収）調書が必要となる要件について共通理解を図りました。</p> <p>今後は、決裁時に関係規則等の参考資料を添付するとともに、相互チェック体制の強化に取り組み、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
3	教育庁	鹿町工業高等学校	学校が管理する公舎の浄化槽保守点検業務委託において、契約書の作成を省略するなど、契約手続きに不備がある。	<p>公舎の浄化槽保守点検等業務について、入居者代表者による口頭契約を締結していました。</p> <p>浄化槽の管理に係る経費は、受益者である公舎入居者が負担していますが、受益者がいない空室部分は県費で負担していたため、支出の根拠となる契約主体が2者混在していました。</p> <p>今回の指摘を受け、浄化槽の取り扱いについて所管課（教育環境整備課）へ問い合わせたところ、6教環第307号通知「公舎の浄化槽の管理に係る費用負担について」において新たな取り扱いが示されており、公舎浄化槽清掃費等については、入居者代表者が保守点検等の見積等を行う旨、確認しました。</p> <p>今後は、関係通知等に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式2-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
4	教育庁	清峰高等学校	<p>清峰高校校務用LAN設備更新工事において、納品された機器の管理が不十分である。</p> <p>また、機器設置場所の変更に伴い使用しない機材が生じたにも関わらず、減額変更等を行うことなく不要な機材を納品させている。</p>	<p>HUB1個について、設計段階では既設置台数と同じ数量が必要になると見込み購入したものの、納品時に配線を整理したことにより、結果的に不要となったものです。当物品については他の物品とともに納品・検査を受けた後、一定期間を経て別の場所で保管していました。</p> <p>設計段階で必要個数を精査し、工事打合わせ簿により適切な対応を行うべきだったことから、各種通知やマニュアル等を活用し事務室全体で研修を行ったところです。</p> <p>今後は、設計段階から事務室全体での相互チェックを徹底し、全職員による適正・適切及び迅速な事務処理を心掛けてまいります。</p>
5	教育庁	佐世保特別支援学校	<p>校内放送設備改修工事において、転倒防止策を講じていない。</p>	<p>放送設備改修工事について、児童生徒の安全を守るためにも耐震性の確保は必要と考え、仕様書に「転倒防止対策など監督員と協議して実施のこと」と記載し、機器の転倒防止策を講じるようにしていましたが、実際の工事では、機器の固定がなされていませんでした。</p> <p>工事の履行段階において、仕様のとおり転倒防止策が講じられている旨の確認が不足していたことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>予備監査後、校内放送設備改修にかかる追加の工事を行いました。機器の重量が100kg以下であり、公共建築工事標準仕様書の中では製造者の指定がないことから、L字金物による固定を転倒防止策として採用しました。</p> <p>今後、工事を行う際は、設計業者と相談して必要な対応について確認し、履行段階においても確認を怠らないことを徹底してまいります。</p>
6	教育庁	小浜高等学校	<p>職務専念義務免除の承認がなされていない。</p>	<p>県産業教育振興会業務について、事前に職務専念義務免除の承認がなされてから業務を行うべきところ、学校諸費取扱マニュアルに基づく事務処理を行っていませんでした。</p> <p>このため、学校諸費検討委員会等で、学校諸費取扱マニュアルに基づく事務処理について再度確認するとともに、令和7年度については、事前に職務専念義務免除の申請手続きを行い、承認を受けました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づいた適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式2-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
7	教育庁	上五島高等学校	公金支出情報システムにおいて、個人名を表示しているものがある。	<p>個人名を表示していたのは、「スクールカウンセラーの通勤手当」ですが、県の公金支出情報公開基準では、通勤手当は「職員の給与等」にあたり公表してはいけないものでした。</p> <p>通常、職員の旅費は個人名を表示しており、今回の通勤手当についても旅費で支出していたため表示していました。</p> <p>今回の指摘を受け、事務室職員全員で今回の指摘事項となった原因についての共通理解を図り、県の公金支出情報公開基準の再確認を行うとともに、「根拠を明確にする」という事務の基本に対する意識を常に持つこと、時間的にも気持ち的にも余裕を持って業務に取り掛かることを確認し、事務室内のチェック機能を働かせるために、個人ではなく、チームで仕事をする意識を持って相互チェックをすることを再確認しました。</p> <p>今後は、複数人でのチェックを徹底し、適切な公表に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
1	教育庁	長崎北陽台高等学校	学校徴収金（私費会計）の一部の会計において、監査を実施していない。	<p>P T A会則で監査が義務付けられている会計については毎年監査を実施していましたが、それ以外の学校徴収金会計については決算報告のみを行い、監査を実施していませんでした。</p> <p>P T A会則で監査が義務付けられている会計ではないため、監査を実施する必要性についての認識が不足していました。</p> <p>今回の指摘を受け、令和6年度分からは、監査を実施するよう改めました。</p> <p>今後は、改正予定の新マニュアルに沿った運用を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
2	教育庁	長崎北陽台高等学校	団体徴収金（私費会計）において、県費で負担すべき新転任職員身分証明書代等を支出している。	<p>新転任職員の身分証明書代について、生徒や保護者へ早く認識してもらうためという目的もありP T A会計で支出していました。</p> <p>職員も会費を負担していることから、P T A会計による負担は問題ないものと認識し、従前からの取扱いを継続していました。</p> <p>今回の指摘を受け、令和7年度からは、県費で支出することとしました。</p> <p>今後は、改正予定の新マニュアルに沿った運用を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
3	教育庁	長崎北陽台高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、一部の会計に関する規定がない。</p> <p>また、一部の会計において、予算書を作成していない。</p> <p>さらに、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p>	<p>周年記念事業基金について、P T A会則に規定する会計ではないため予算書の作成や監査を行っていませんでした。また、卒業記念品会計については、3年生保護者からの申し出に基づき徴収するものであるため会則等はなく、決算書作成後、卒業式当日に記念品を提示することで報告に代えていました。さらに、購買部会計については、監査報告書の作成及び保護者への決算報告を行っていませんでした。加えて、同窓会の在校生会費積立分については、別組織の会費を預かっているという認識だったため、決算書作成のみ行っていました。同窓会会計の監査や決算報告については、コロナ禍で総会が中止になったことで実施していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、P T A役員と協議の上、取扱いの見直しを検討するとともに、今後は、予算書の作成、監査、決算報告を実施するよう改めました。同窓会については、令和7年3月に監査を実施し、今後開催する総会において決算報告を行う予定です。</p> <p>今後は、改正予定の新マニュアルに沿った運用を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
4	教育庁	長崎北陽台高等学校	学校諸費以外の私費会計において、学校諸費検討委員会等による監査を実施していない。	<p>高体連・高文連補助金について、団体事務局への決算報告は行っていましたが、監査を実施していませんでした。また、部活動特別後援会会計についても、監査を実施していませんでした。</p> <p>高体連・高文連補助金については、団体事務局に報告書を提出し審査を受けているため、また、特別後援会については、保護者からの徴収金ではなく寄附を募って集めたものであるため、保護者による監査は必要ないものと認識していました。</p> <p>今回の指摘を受け、令和6年度分からは、監査を実施するよう改めました。</p> <p>今後は、改正予定の新マニュアルに沿った運用を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
5	教育庁	長崎北陽台高等学校	PTAで雇用している職員の雇用期間が5年を超えているが、令和6年度の契約更新の際に、無期転換申込みに関する事項を明示していない。	<p>現在雇用している購買部の職員については、1年契約で雇用し、契約更新することで通算5年を超えています。が、労働基準法施行規則等の改正を把握していなかったため、令和6年4月以降に義務となった無期転換申込みに関する事項の明示を、令和6年度の契約更新時に行っていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、職員本人へ無期転換申込みに関する事項の説明を行うとともに、令和7年度の労働条件通知書から、無期転換を申し込める旨を明記することとしました。</p> <p>今後は、労働基準法等を遵守するとともに、改正予定の新マニュアルに沿った運用を行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
6	教育庁	佐世保西高等学校	学校徴収金（私費会計）において、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。	<p>生徒会会計については、生徒が主体となって運営する会の事業費であることから、毎年生徒総会にて決算報告等を行って承認を得ており、HP等でその概要を掲載するなどして保護者等への周知も行っているという認識でした。また、諸納金会計については、教育活動に必要な物品等の見積額をもとにした金額等を事前に集金し、項目ごとにその都度代金を支出するという会計のため、改めて育友会に監査をしていただくという認識がなく、実施していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、保護者が負担している会計については、最終的には監査を受け決算報告をすることを事務室内で協議し、その内容を共有しました。また、他の育友会会計と同様に、育友会に監査を実施いただき、総会にて会計の状況を報告することとしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
7	教育庁	佐世保西高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）の一部の会計において、決算書を作成していない。</p> <p>また、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p> <p>さらに、購買部会計において、レジの釣銭を決算書に計上していない。</p>	<p>給与会計については、育友会で雇用している職員の給与を支給するためだけの会計であり、実際の給与は、進路会計や購買部会計から負担していることから、給料や賞与の出納といった給与関係書類の整理のみを行い、決算、監査、総会等での報告については実施していませんでした。また、購買部会計については、現金管理分を会計上算定するという認識が不足していたため、決算書に計上していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、全ての会計について監査を実施し育友会総会で決算報告を行うとともに、現金についても適正に管理し、会計上、漏れなく算定することとしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
8	教育庁	佐世保西高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、県費で負担すべき校長室マグネット等を支出している。</p>	<p>教育振興費会計について、学校に必要な消耗品等を購入するための予算を組んでおり、決算内容については監査を受けて承認され、総会でも報告していることから、校長室マグネット等の経費を私費で負担したことは問題ないものと認識していました。</p> <p>今回の指摘を受けて、公的な内容と判断されるものについては公費で支出することとし、公費又は私費のどちらで支出すべきか判断に迷うものについては、事務室内で協議を行い、支出根拠を明確に整理した上で、支出することとしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
9	教育庁	佐世保西高等学校	<p>購買部等職員の社会保険料等を支払うための保管金口座に経緯の分からない残金がある。</p>	<p>購買部等職員の社会保険料等を支払うための保管金口座に、年度を超えて経緯の分からない残金が残っていました。</p> <p>給与等から控除して通帳に入金される時期と、実際に口座から引き落とされる時期が年度をまたぐため、一時的に残金が残っていたものと考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、今後、残金が発生した場合は必ず年度内に精算することとし、次の担当者へ引き継ぐことがないよう、事務室内で共通理解を図りました。なお、今回指摘を受けた経緯不明な残金については、精算方法等について育友会と協議しているところです。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
10	教育庁	宇久高等学校	<p>学校徴収金（私費会計）の一部の会計において、予算書を作成しておらず、保護者から徴収する金額について学校諸費検討委員会で審議していない。</p> <p>また、決算書を作成していない。</p> <p>さらに、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p>	<p>卒業アルバム会計について、アルバム作成の見積合わせを行い、業者決定時に保護者に納入通知を送付する方法により執行していましたが、予算書及び決算書の作成を行っておらず、決算時の監査および保護者に対する監査結果及び決算報告についても行っていませんでした。</p> <p>卒業アルバム代の入出金を行うための会計であるという認識でいたため、予算書及び決算書の作成や監査の実施、監査結果及び決算報告を行うに至りませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、予算書及び決算書の作成、監査の実施、監査結果及び決算の報告を確実に行うこととしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
11	教育庁	宇久高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、令和4、5両年度に発生した県費で負担すべき職員公舎関係費を支出し、令和5年度の決算額に計上している。</p>	<p>学校後援会費会計について、県費予算が不足していたため、職員住宅の修繕にかかる材料費及び入居前準備で使用した電気代を同会計から支出していました。また、本支出について、過年度支出分として処理すべきところ、次年度の令和5年度決算額に計上していました。</p> <p>職員住宅の老朽化に対する把握が不十分で、県に対し修繕にかかる計画的な要求を行っていなかった結果、緊急的な修繕にかかる材料費を安易に私費会計より支出してしまいました。また、私費会計における会計年度独立の原則の意識が欠如していたため、過年度支出分として処理していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、居住者に対し定期的に修繕要望書の提出を依頼し、職員住宅の現状把握に努め、必要に応じて県へ修繕費の要求を行うこととしました。また、会計年度独立の原則についても、再度事務室内で認識を共有しました。</p> <p>今後は、会計年度独立の原則を遵守し、県費で対応すべき経費については私会計で支出することがないように適正な事務処理に努めてまいります。</p>
12	教育庁	宇久高等学校	<p>学校諸費以外の私費会計において、学校諸費検討委員会等による監査を実施していない。</p>	<p>3つの補助金会計について、監査を実施しておらず、購買部会計については、決算書の作成までは行っていたものの、監査を実施していませんでした。</p> <p>補助金会計については、各団体および佐世保市が監査を行っていることと誤認していたこと、購買部会計については、使用頻度が少なく、学校諸費会計と同等の取り扱いを行っておらず、決算書作成のみで運営が十分であるという認識だったことから、監査を実施していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、補助金関係の会計及び購買部会計についても、他の学校諸費会計と同様に監査及び監査報告を行うこととしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
13	教育庁	猶興館高等学校	<p>学校徴収金（私費会計）において、学校諸費検討委員会を開催していない。</p> <p>また、一部の会計において監査を実施しておらず、全ての会計において保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p>	<p>学校徴収金にかかる会計について、学校諸費検討委員会を開催せず、決算は行っていたものの、監査を実施していませんでした。また、全ての会計において決算は行っていたものの、保護者に対する監査結果及び決算報告を行っていませんでした。</p> <p>学校諸費取扱マニュアルに定められているにもかかわらず、学校諸費検討委員会を実施しなかったことにより、各会計の監査や保護者への監査結果及び決算の報告についての確認の機会を得られなかったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、学校諸費検討委員会設置要綱に基づき学校諸費検討委員会を開催するとともに、会計監査や保護者への監査、決算報告についても実施することとしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
14	教育庁	猶興館高等学校	<p>学校諸費以外の私費会計において、学校諸費検討委員会等による監査を実施していない。</p>	<p>学校諸費以外の私費会計のうち、各種団体からの助成を受けて行う事業に係るものについて、会計処理や補助事業者への決算報告等は適切に行っていたものの、学校諸費検討委員会等による監査を実施しませんでした。</p> <p>学校が各種団体からの助成を受けて実施する事業であり、保護者負担もないことから、監査の実施の必要がないものとして整理していました。</p> <p>今回の指摘を受けて、学校諸費以外の私費会計においても、学校諸費検討委員会等（保護者代表）による監査を実施することとしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
15	教育庁	猶興館高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、一部の会計に関する規定がない。</p> <p>また、県費で負担すべき職員用トイレカーテン設置費用を支出している。</p> <p>さらに、保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っている。</p>	<p>購買部にかかる規定をPTA会則に定めていませんでした。また、職員用トイレの改修工事の際に、生徒用トイレを職員用トイレとして一時的に使用するためカーテンを設置しましたが、本来ならばその経費を県費で負担すべきところ、私費会計で負担していました。さらに、保護者に説明をしないまま会計間で資金移動を行いました。</p> <p>役員会等で会則の見直しを行う際に気づかないまま現在に至ってしまったこと、県費で負担すべきか否かの検討を十分に行う旨の認識が不足していたこと、会計間で資金移動をする場合など、保護者への事前説明が必要である旨の認識が不足していたことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、会則の改正や購買部事業のあり方等を検討した結果、購買部事業を終了することとし、会則の内容についても随時見直しを行い、必要に応じて改正を行うこととしました。また、物品等を購入しようとする場合は、県費担当者負担区分について検討した上で、会計処理を行うこととしました。会計間で資金移動を行う場合は、学校諸費検討委員会等で確認し、保護者へ事前に説明することとしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
16	教育庁	猶興館高等学校	<p>複数の口座で経緯の分からない残金がある。</p>	<p>複数の口座において、過去数年から数十年に亘る収支残高の積み上げにより、経緯が不明な残金がありました。</p> <p>年度毎に決算を行っていたにも関わらず、残金が生じた際に、その内容の把握や処理の方法等についての対応を確立していなかったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、年度毎に収支を把握するとともに、残金が生じる場合はその内容や理由を把握し、その処理方法等について学校諸費検討委員会での検討を行うこととしました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
17	教育庁	猶興館高等学校	<p>PTAで雇用している職員について、法定の労働者名簿や賃金台帳が作成されていない。</p>	<p>PTAで雇用している職員について、労働基準法に定められているにもかかわらず、労働者名簿や賃金台帳を作成していませんでした。</p> <p>関係法令（労働基準法）の規定に沿った措置（労働者名簿及び賃金台帳の作成）の必要性に対する認識が不足していたことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、関係職員分について、速やかに労働者名簿及び賃金台帳の作成を行いました。</p> <p>今後は、関係法令を遵守し、雇用した職員の管理業務を徹底するよう努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
18	教育庁	上対馬高等学校	<p>学校徴収金（私費会計）において、学校諸費検討委員会設置要綱を定めておらず、委員会を開催していない。</p> <p>また、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p>	<p>学校徴収金（私費会計）において、学校諸費検討委員会設置要綱を定めておらず、委員会を開催していませんでした。また、決算時に行うべき監査を実施しておらず、保護者に対する決算報告も行っていないでした。</p> <p>学校諸費取扱マニュアルに対する認識不足が、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受け、学校諸費検討委員会設置要綱を定め、今年3月に学校諸費検討委員会を開催するとともに、令和6年度分の監査については4月17日に実施しました。また、5月10日のPTA総会において、令和6年度決算及び令和7年度予算にかかる保護者等への報告を行いました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
19	教育庁	西彼杵高等学校	<p>学校徴収金（私費会計）の一部の会計において、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p>	<p>生徒会会計について、監査を実施しておらず、会費納入者である保護者に対する決算報告についても行っていませんでした。</p> <p>生徒会費の決算については、総会の議決を必要とする旨の生徒会会則により、例年5月に実施している生徒総会において決算報告しており、生徒への総会資料の配付をもって会計処理は完結すると整理していました。</p> <p>今回の指摘を受け、他の会計と同様に、育友会総会等において決算報告を行うこととしました。</p> <p>今後は、全ての会計において通帳・領収書・出納簿等の各種帳簿の点検を複数名で突合し、内容が適切であるかの確認を徹底し、適正な会計処理に努めてまいります。</p>
20	教育庁	西彼杵高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、県費又は個人が弁償負担すべき図書用鍵代を支出している。</p>	<p>破損した図書室入口の合鍵作成費について、私費会計から支出していたところ、適切ではないとの指摘を受けました。</p> <p>鍵破損の経緯を確認したところ、生徒指導のため図書室を使用する際に入口の鍵を開けようとしたが鍵が動かなかったため、力任せに回してしまい、破損させたとのことでした。</p> <p>職員の過失ではありませんでしたが、故意に破損したわけではなく、生徒指導にかかる一連の業務の中で発生した出来事であること、施設の老朽化も考えられることなどから私費で支出したものです。</p> <p>今回の指摘を受け、施設設備にかかる修繕費等の執行については、原則県費とすることとし、破損した経緯を十分に確認したうえ、個人の過失によるものは本人負担とするよう、学校長、事務長、及び事務室職員間で共通理解を図りました。</p> <p>今後は、類似の事案が発生した場合、過失の大きさ等により個人が弁償負担すべき事案ではないか、または施設の老朽化により県費で予算措置すべき事案ではないか等の検討を十分に行い、説明責任を果たせるような会計処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
21	教育庁	小浜高等学校	<p>学校徴収金（私費会計）の一部の会計において、決算書を作成していない。</p> <p>また、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p>	<p>修学旅行会計及び卒業アルバム会計について、決算書を作成していませんでした。また、修学旅行会計、舞台芸術鑑賞会計、卒業アルバム会計について、監査及び保護者への決算報告を実施していませんでした。</p> <p>学校徴収金の全会計において決算書を作成し、監査及び決算報告を行うという認識が不足していました。</p> <p>今回の指摘を受け、決算書を作成し、PTA総会にて保護者への監査結果及び決算報告を行う措置を講じました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
22	教育庁	小浜高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）の一部の会計において、決算書を作成しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p> <p>また、県費で負担すべき職員室及び事務室内の事務機鍵製作費を支出している。</p>	<p>周年事業費会計及び購買部会計について決算書を作成しておらず、購買部会計、生徒会会計、同窓会会計については、保護者に対する監査結果及び決算報告を実施していませんでした。また、職員室及び事務室内の事務機鍵製作費について、支出根拠が不明確なまま、私費で支出していました。</p> <p>団体徴収金の全会計において決算書を作成し、監査及び決算報告を行うという認識が不足していました。また、事務機鍵製作費については、県費予算が少ない中、私費会計において環境整備予算を一定確保していたこと、緊急対応が必要だったことから、安易に私費で支出してしまいました。</p> <p>今回の指摘を受け、決算書を作成し、PTA総会にて保護者への監査結果及び決算報告を行う措置を講じました。また、公費で負担すべきと判断した経費については、緊急の場合であっても、県費での予算措置後に公費で支出することとしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
23	教育庁	小浜高等学校	<p>PTAや同窓会から手当を受領し業務に従事する際の手続きに不備がある。</p>	<p>勤務時間外に実施したPTA活動等の業務に対し、「兼職及び他の事業等の従事の許可」の手続きを行わないまま、PTA会計から手当を支給していました。また、同窓会の業務において、「報酬の受給無し」として、事前に「職務専念義務免除」の承認を受けていましたが、年度末に「事務処理協力費用」を支給することとなったにもかかわらず、必要な事務処理（報酬の受給許可申請）を行っていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、令和7年度のPTA活動等の業務については、事前に「兼職及び他の事業等の従事の許可」の申請手続きを行い、承認を受けたところです。また、同窓会にかかる業務についても、報酬が発生する場合は、事前に「職務専念義務免除」の「報酬の受給有」の申請を行うよう、認識を改めました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
24	教育庁	小浜高等学校	校納金振込口座や補助金受入口座に経緯の分からない残金がある。	<p>校納金振込口座や補助金受入口座について、年度末における通帳の残金確認を怠っていたため、経緯不明の残金があることを認識していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、年度末に通帳の残高確認を複数の職員で行うこととしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理を継続していくよう努めてまいります。</p>
25	教育庁	北松西高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、一部の会計に関する規定がない。</p> <p>また、一部の会計において、予算書を作成していない。</p> <p>さらに、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p> <p>加えて、保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っている。</p>	<p>校納金以外の私費会計について、規定を策定していませんでした。また、進路会計について、模擬試験の受験希望者に毎回変動があるため、年間の金額を当初に見込むことが困難なことから予算書を作成していませんでした。さらに、家庭科実習費会計、家庭科技術検定費会計、卒業諸納金会計について、監査を実施していませんでした。加えて、教育振興費会計から進路会計へ、生徒会積立金会計から部活動後援会会計へ資金移動をする際に、保護者への事前説明を行っていませんでした。</p> <p>保護者が負担する資金を適正に運用、処理する認識が不足していたこと、資金の出し入れがなく実質使用していない会計だったため、監査の必要性を認識していなかったこと、生徒からの徴収等が間に合わず年度当初の運転資金が足りないこと、また、従前から部活動後援会会計に資金がないときは、生徒会積立金会計から支出するものと認識していたとの理由から、保護者への事前説明なしに安易に資金移動してしまったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受け、学校諸費検討委員会において、会計の統合整理を行い、規定の見直しを行う措置を講じるとともに、前年度の実績等をもとに、今後予算書を作成していくこととしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに準じた適正な運用を行うよう努めてまいります。</p>
26	教育庁	北松西高等学校	学校諸費以外の私費会計において、学校諸費検討委員会等による監査を実施していない。	<p>小値賀町小中高一貫教育経費会計及び北松西高等学校魅力化推進事業補助金会計について、両会計ともに小値賀町からの補助金のみが収入であることから、町の求めに応じて出納簿等を提出し、年3回ほど開催される運営委員会で状況報告していたものの、学校諸費検討委員会等において監査を実施していませんでした。</p> <p>小値賀町教育委員会と監査の実施について協議しておらず、町への出納簿等の提出や運営委員会での状況報告を行うことで、事務処理として足りるものと認識していたことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受け、令和6年度実施分においては、町教育委員会と協議し、監査を実施しました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに準じた適正な運用を行うよう努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
27	教育庁	上五島高等学校	学校徴収金（私費会計）の一部の会計において、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算結果の報告を行っていない。	<p>複数年で事業が完了する修学旅行会計やアルバム会計において、事業途中の年度における決算は実施していましたが、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算結果の報告を行っていませんでした。</p> <p>複数年事業であったため、事業完了後にその監査と保護者への報告を行うものと認識しており、事業途中の年度の監査及び保護者報告は不要と考えていました。</p> <p>今回の指摘を受け、事業途中の年度においても、監査及び保護者への報告を行うこととしました。</p> <p>今後は、より会計の透明性が堅持されるよう監査及び保護者への報告の徹底に努めてまいります。</p>
28	教育庁	中五島高等学校	団体徴収金（私費会計）の一部の会計において、監査を実施していない。	<p>修学旅行会計及び卒業アルバム会計については、代金を支払い後、速やかに精算処理を行い、保護者に1円単位で返金し、返金できない少額については、生徒会会計等に組み入れ、決算状況を保護者に周知していましたが、決算後の監査を実施していませんでした。</p> <p>毎年度、年度末になる前にゼロ清算を行い、その決算状況を保護者に周知することで足りると考え、決算後に監査を実施する旨の認識が不足していました。</p> <p>令和6年度分の会計については、既に決算状況を保護者へ周知済みでしたが、今回の指摘を受け、今年3月の学校諸費検討会議において、保護者に対し、規則上必ず監査が必要である旨を説明し、決算後に監査を実施する旨を報告しました。</p> <p>今後は、監査の実施を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
29	教育庁	島原農業高等学校	学校徴収金（私費会計）において、保護者から徴収する金額について学校諸費検討委員会で審議していない。 また、一部の会計において、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。	<p>学校諸費取扱マニュアルにおいて、学校諸費検討委員会での審議、会計についての監査・監査結果及び決算報告について、定められているにもかかわらず、マニュアルに沿った事務処理を行っていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、学校諸費マニュアルに沿った、学校諸費検討委員会での審議、会計監査、決算報告等、今後は適正な事務処理に努めてまいります。</p>
30	教育庁	長崎明誠高等学校	学校諸費以外の私費会計において、学校諸費検討委員会等による監査を実施していない。	<p>令和5年度に柔道部とボート部が長崎県高校体育連盟から補助を受けた会計について、学校諸費検討委員会等による監査を実施していませんでした。</p> <p>これまでは、高体連事務局への実績報告のみを行っており、監査の実施について失念していたことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、私費会計の全会計について、P T Aによる監査を実施することとしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適切な会計処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
31	教育庁	長崎明誠高等学校	校納金振込口座に経緯の分からない残金がある。	<p>毎月の口座振替日に引き落としができなかった保護者に対し納入の督促を行い、未納金を振り込んでもらう口座用として「校納金振込口座」を開設していますが、保護者からの振込金について、各会計へ振り分けがなされず、そのまま残っていました。</p> <p>過去に保護者からの振込があった際に、ただちに各会計への振分処理または返金処理を行わなかったこと、担当者間で残額の詳細について引継ぎがなされていなかったことが今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、口座の残額についてはPTAに報告し、PTA会計に収納する措置を講じました。</p> <p>今後は、未納金の振込がなされた場合は、速やかに納入者と振込金額を確認し、各会計への振分処理または返金処理を行うとともに、受入理由が不明な残金が発生しないよう、通帳の残金を複数名で定期的に確認してまいります。</p>
32	教育庁	大村城南高等学校	学校徴収金（私費会計）において、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。	<p>教材費を徴収している一括徴収金会計について、学校諸費取扱マニュアルに規定されているにも関わらず、監査を実施せず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていませんでした。</p> <p>例年監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告も行っていなかったことから、今回も実施しなくてもよいと思いつき、学校諸費取扱マニュアルに基づく事務処理を行わなかったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、学校徴収金を含む全ての会計について監査を実施し、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行うこととしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理を徹底してまいります。</p>
33	教育庁	大村城南高等学校	団体徴収金（私費会計）において、県費で負担すべき蛍光灯処分費を支出している。	<p>元々は、公費負担による蛍光灯処分契約を行いました。業者が蛍光灯を積み込んだ後、回収量が契約した量を超えていることが判明したため、その超過分を私費会計で支出しました。</p> <p>本来ならば、変更契約を行い、公費で支出すべきところ、安易に私費で支出してしまいました。</p> <p>今回の指摘を受け、公費と私費で支払うものの区分を厳格に定め、私費で支出する経費については、PTA団体の運営に関するものに限定することとし、その旨について職員間で認識を共有しました。</p> <p>今後は、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
34	教育庁	大村城南高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、一部の会計に関する規定がない。</p> <p>また、一部の会計において、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p> <p>さらに、保護者に説明することなく会計間で資金移動を行っている。</p> <p>加えて、購買部会計において、レジの釣銭を決算書に計上していない。</p>	<p>周年事業積立用基金、部活動に係る基金、芸術鑑賞に係る積立基金について、10年以上、毎年同じ金額をそれぞれの基金に繰り入れていましたが、繰入の根拠となる会則等がなく、事務長引継ぎ書類のみを根拠として処理していました。また、団体徴収金12会計のうち4会計について、監査を実施せず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていませんでした。さらに、保護者に事前に説明することなく、生徒のファイル代の不足額を教育振興費会計から資金移動して補填し、進路指導用物品の不足額についても、進路指導会計から資金移動して補填していました。加えて、購買部会計について、通帳の入出金額のみを決算書に計上し、レジの釣銭については決算書に計上していませんでした。</p> <p>基金に関する会則を定めることへの認識が不足していたこと、例年監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告も行っていなかったことから、今回も実施しなくてもよいと思い込んだこと、保護者への事前説明に対する認識が不足していたこと、初歩的なミスによる計上漏れといった、学校諸費取扱マニュアルに基づく事務処理を行わなかったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>監査後、積立に関する会則を策定しました。また、全ての会計について監査を実施し、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行うとともに、会計間の資金移動については原則として行わないこととし、特別な事情により資金移動を行う場合は、PTA役員の下承及び総会で報告することとしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理を徹底してまいります。</p>
35	教育庁	大村城南高等学校	<p>PTAで雇用している職員について、法定の労働者名簿や賃金台帳が作成されていない。</p>	<p>PTAで雇用している購買部職員について、「労働者名簿」や「賃金台帳」といった、労働基準法において雇用者が整備すべきと定められている書類を整備していませんでした。</p> <p>関係法令に対する認識・確認不足が、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>監査後、速やかに「労働者名簿」及び「賃金台帳」を整備し、再発防止策として、労働基準法等の関係法令の確認を日頃から行っています。</p> <p>今後は、関係法令を遵守し適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
36	教育庁	清峰高等学校	<p>学校徴収金（私費会計）の一部の会計において、監査を実施していない。</p> <p>また、保護者に対する監査結果及び決算結果の報告を行っていない。</p> <p>さらに、保護者からの徴収金を教員が管理しており、その結果、剰余金の所在が不明となっている。</p> <p>加えて、銀行印と通帳を事務室の金庫に保管している。</p>	<p>各種検定会計については、教員等に一任していたため監査を実施せず、保護者に対し監査結果及び決算結果を報告していませんでした。また、保護者からの徴収金について、担当職員の机の中で保管していたため、監査時、職員室の金庫にあるべき剰余金の所在が一時不明となっていました。さらに、銀行印と通帳を事務室の金庫で一緒に保管していました。</p> <p>各種検定会計については、事務室が関与せず教員等に一任してしまったこと、通帳と銀行印については原則として別人が保管するという認識が不足していたことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、学校諸費検討委員会等で協議の上、教員等が担当している学校徴収金についても監査を実施し、保護者に対し監査結果及び決算結果を報告することとしました。また、銀行印については、校長室の金庫で保管することとしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理を徹底してまいります。</p>
37	教育庁	清峰高等学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、県費で負担すべき総会参加費及び名刺カードを支出している。</p> <p>また、普通教室空調機会計において、当該会計で支出する根拠が不明確な経費がある。</p>	<p>総会参加費について、教員の出張伺申請が遅れたため県費での支出期限に間に合わなかったこと、また、名刺カードについても、用務の都合上早急に必要となったことから、やむを得ず私費会計で支出しました。さらに、高総体の全校応援バス借り上げ代について、普通教室空調機会計から支出していました。</p> <p>出張伺申請や消耗品購入について、計画的な執行ができていなかったこと、空調機以外の経費についても、生徒への還元の一環として普通教室空調機会計から支出できる旨を会則に明記していなかったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、県費負担と判断した経費については、計画的な申請を行うよう職員会議等で周知しました。また、空調機以外の経費についても、生徒への還元の一環として普通教室空調機会計から支出できるよう同会則への明記を検討しているところです。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理を徹底してまいります。</p>
38	教育庁	清峰高等学校	<p>学校諸費以外の私費会計において、学校諸費検討委員会等による監査を実施していない。</p>	<p>ボランティア協力校助成金等の会計について、教員等に一任していたため、交付先の団体等に収支報告を行うのみで監査を実施していませんでした。</p> <p>ボランティア協力校助成金等の会計について事務室が関与せず教員等に一任してしまったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受けて、学校諸費検討委員会等で協議の上、教員等が担当しているボランティア協力校助成金会計についても監査を実施し、保護者に対し監査結果及び決算結果を報告することを検討しています。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理を徹底してまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
39	教育庁	ろう学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、一部の会計に関する規定がない。</p> <p>また、一部の会計において、予算書、決算書を作成していない。</p> <p>さらに、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p>	<p>団体徴収金のうち、周年事業会計について、会則等を策定しておらず、会計の設置目的等も不明確な状態でした。また、本会計に係る予算書及び決算書の作成や監査を実施せず、保護者に対する監査結果及び決算報告を行っていませんでした。</p> <p>P T A会計の予算書及び決算書の中で、内訳項目として周年事業への繰り出しを明示していたため、P T A会計について監査を受け、P T A総会において報告・承認されたことから、それで足りるものと考えていました。</p> <p>今回の指摘を受け、周年事業会計についても、予算書及び決算書の作成、監査の実施、P T A総会での書面報告を行うとともに、周年事業会計規程を新たに作成し、P T A総会で諮ることとしました。</p> <p>今後は、新たに作成した会計規程に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
40	教育庁	佐世保特別支援学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、会則に一部の会計に関する規定がない。</p> <p>また、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p>	<p>記念事業会計について、会則に同会計の規定を記載しておらず、また決算書は作成していたものの、P T Aの監査委員による監査や総会での決算報告を行っていませんでした。</p> <p>記念事業会計は、いわゆる積立金会計ですが、通帳が校長名義であったため、P T A総会での報告は不要との誤った判断により処理してしまっていたことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受け、全ての会計について監査及び決算報告を行うこととしました。また、積立金会計には、周年事業や記念事業などの似たような会計があることから、各会計の必要性を検討し、統合する方向で理事会に提案していくこととし、統合せず継続する会計については、会則に規定を記載することとしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
41	教育庁	佐世保特別支援学校	<p>団体徴収金（私費会計）のうち、私費で立て替えた高総体職員宿泊料について、県費支給後に戻入処理を行っていない。</p>	<p>生徒指導費会計において、高総体にかかる職員分の宿泊料を立て替えて支払いました。本来ならば、県費から旅費が支給された時点で職員から立替分を徴収し、生徒指導費会計へ戻入すべきところ、事務処理を失念し、戻入されないままになっていました。</p> <p>職員旅費は口座振り込みによる支給だったため、職員本人も宿泊料の戻入をしなければならないという意識がなく、私費会計担当職員も失念してしまったことが、今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>監査後、速やかに、該当経費の戻入処理を行いました。</p> <p>今後は、職員からの事前徴収を徹底するなど、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
42	教育庁	佐世保特別支援学校	学校諸費以外の私費会計において、学校諸費検討委員会等による監査を実施していない。	<p>補助金受給口座等の会計について、監査を実施していませんでした。</p> <p>補助金受給口座等については、受け入れたものを関係者に払い出すといった、受け渡しのための通帳であり、監査が必要な「一会計」という認識がありませんでした。</p> <p>監査後、数種類あった補助金通帳を、ひとつの通帳に統合し、入出金を把握しやすくするように改善しました。今後は、該当通帳の会計について監査や決算報告を行い、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
43	教育庁	虹の原特別支援学校	学校諸費（私費会計）の一部の会計において、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算を保護者に報告していない。	<p>修学旅行会計について、修学旅行実施後に、積立額と支出した額を、個人ベースで保護者に報告していましたが、全体の決算については報告していませんでした。また、修学旅行経費を複数年で積立っていますが、積立だけで支出がなかった年度分については、監査や決算報告は不要と判断し、監査等を実施していませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、学校徴収金等の全ての会計について、保護者等に対する決算報告が必要であることを再確認するとともに、全ての会計について監査を実施し、その結果を保護者等に報告するよう改めました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
44	教育庁	虹の原特別支援学校	団体徴収金（私費会計）において、現金による入出金に係る記録がなく、その間、簿外管理している。	<p>高等部の同窓会会計について、生徒から受領した現金については、紛失等がないよう職員室の金庫に保管し管理していましたが、約1ヶ月半の間、銀行を介さずに入出金を行っていたため、その間の入出金の記録を付けていませんでした。</p> <p>今回の指摘を受けて、現金を受領した場合は、速やかに通帳に入金するとともに、入出金に係る記録をつけるよう教職員に周知し、その旨、改善することとしました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
45	教育庁	虹の原特別支援学校	保護者が学校へ支払う経費において、学校諸費（学校徴収金）としての取扱いがなされていないものがある。	<p>保護者から校外活動のバス代として徴収していた校外活動費について、学校徴収金として取り扱い、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理を行うべきとの指摘を受けました。</p> <p>本校の児童生徒の中には、自分で支払等ができない児童生徒がいるため、本来個人がその場でバス会社等に支払うべき経費を事前に教員が預かり、教員がまとめて支払う「一時預り金」として整理しており、学校徴収金には位置づけていなかったものです。</p> <p>今回の指摘を受け、校外活動費については、学校徴収金として取り扱い、学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理を行うよう改めました。</p> <p>今後は、学校諸費取扱マニュアルに基づき、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
46	教育庁	虹の原特別支援学校	補助金受入用の口座に経緯の分からない残金がある。	長崎県肢体不自由児協会等からの補助金受入会計について、経緯不明な残金（4,255円）がありました。 関係書類が残っている平成30年度まで遡って経緯を確認しましたが、残金の発生時期等は不明でした。 今回の指摘を受け、当該残金については、本会計に必要な消耗品の購入費に充当する措置を講じました。 今後は、剰余金が発生しないよう、適正な事務処理に努めてまいります。
47	教育庁	鶴南特別支援学校	学校徴収金（私費会計）の一部の会計において、決算書を作成していない。 また、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。	修学旅行会計、学習活動費会計等について、決算書を作成しておらず、監査の実施や保護者への監査結果及び決算報告を行っていませんでした。 保護者に対する説明責任は一定果たしていると考えていますが、一部、決算書の未作成や未報告の会計もあり、現在の諸規定と異なる事務処理となっており、法令順守の認識が不十分でした。 今回の監査結果の内容・原因分析について、関係職員及びPTA役員と協議し、今後の対応方針について共有を行いました。 今後は、保護者委員による会計監査の実施及びPTA総会での決算報告を確実に実施するとともに、個人毎の収支報告書による保護者への説明を実施している会計については、PTA総会での決算報告等が不要となるよう、諸規定の改正を行ってまいります。
48	教育庁	希望が丘高等特別支援学校	学校徴収金（私費会計）の一部の会計において、決算書を作成していない。 また、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。	修学旅行・卒業アルバム会計について、保護者に対し精算結果を通知し、剰余金を返金することをもって事業完了としていましたが、監査を実施し、監査結果及び決算の報告を保護者へすべきでした。 根拠等の確認を怠り、従前からの事務処理を続けていたことが今回の事案が発生した原因と考えています。 今回の指摘を受け、指摘事項について事務室内で共通理解を図るとともに、各会計の支出（収入）書類と通帳残高との定期的な確認及び複数人によるチェック体制の強化を行うこととしました。また、令和7年度PTA総会時に、全会計にかかる監査結果報告及び決算報告を行う予定としています。 今後は、私費会計における徴収・執行根拠の確認を徹底し、適正な会計事務に努めてまいります。

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
49	教育庁	希望が丘高等特別支援学校	<p>団体徴収金（私費会計）において、一部の会計に関する規定がない。</p> <p>また、一部の会計において、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p> <p>さらに、県費で支出すべき校長写真を支出している。</p>	<p>周年事業の積立金会計において、年1回、後援会会計より振替を行っていましたが、設置根拠を明記した会則を策定していませんでした。また、同窓会会計・同窓会特別会計について、近年、総会を開催していなかったため、保護者等に対する監査結果及び決算の報告を行っていませんでした。さらに、県費で支出すべき校長写真代を私費会計で負担していました。</p> <p>根拠等の確認を怠り、従前からの事務処理を続けていたことが今回の事案が発生した原因と考えています。</p> <p>今回の指摘を受け、指摘事項について事務室内で共通理解を図るとともに、設置根拠を明記した会則の策定及び複数人によるチェック体制の強化を行うこととしました。また、令和7年度PTA総会時に、全会計にかかる監査結果報告及び決算報告を行う予定としています。</p> <p>今後は、私費会計における徴収・執行根拠の確認を徹底し、適正な会計事務に努めてまいります。</p>
50	教育庁	諫早特別支援学校	<p>学校徴収金（私費会計）において、監査を実施しておらず、保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない。</p> <p>また、保護者から徴収する給食費、舎食費の金額について学校諸費検討委員会で審議していない。</p>	<p>学校徴収金について、学校諸費検討委員会において徴収金額の審議、監査を実施し、その監査や決算の状況を保護者あて報告するよう学校諸費取扱マニュアルに定められているにも関わらず、それらを実施していませんでした。</p> <p>学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理に対する認識が不足していました。</p> <p>今回の指摘を受け、令和6年度に係る全ての学校徴収金について、保護者による監査を実施しました。また、今後開催するPTA総会において、監査結果及び決算報告を行う予定としております。</p> <p>今後は、全管理職で学校諸費取扱マニュアルに対する認識を再共有し、教育環境整備課作成の「学校諸費の事務処理にかかるチェックリスト」の内容について確実に実施することで、学校諸費取扱マニュアルに沿った適切な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>
51	教育庁	諫早特別支援学校	<p>団体徴収金（私費会計）の一部の会計において、監査を実施していない。</p>	<p>同窓会会計について、PTA会計同様に監査が義務付けられている旨、学校諸費取扱マニュアルに定められているにも関わらず、監査を実施していませんでした。</p> <p>学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理に対する認識が不足していました。</p> <p>今回の指摘を受け、令和6年度に係る同窓会会計について、同窓会会則に則り在校生PTAによる監査を実施しました。</p> <p>今後は、全管理職で学校諸費取扱マニュアルに対する認識を再共有し、教育環境整備課作成の「学校諸費の事務処理にかかるチェックリスト」の内容について確実に実施することで、学校諸費取扱マニュアルに沿った適切な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>

## 令和6年度 定期監査（後期）「指摘事項」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	機関名	内容	措置状況（R7.5.30提出）
52	教育庁	諫早特別支援学校	学校諸費以外の私費会計において、学校諸費検討委員会等による監査を実施していない。	<p>各種団体からの助成金等について、学校諸費検討委員会の監査委員等による監査を受けなければならない旨、学校諸費取扱マニュアルに定められているにも関わらず、県肢体不自由児協会からの補助金会計において監査を実施しませんでした。</p> <p>学校諸費取扱マニュアルに沿った事務処理に対する認識が不足していました。</p> <p>今回の指摘を受け、令和6年度に係る肢体不自由児協会補助金会計について、学校諸費検討委員会の監査委員による監査を実施しました。</p> <p>今後は、全管理職で学校諸費取扱マニュアルに対する認識を再共有し、教育環境整備課作成の「学校諸費の事務処理にかかるチェックリスト」の内容について確実に実施することで、学校諸費取扱マニュアルに沿った適切な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>

令和6年度 定期監査（後期）「意見」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	課（室）・内容	措置状況（R7.5.30提出）	
1	教育庁	教育環境整備課 事務職員の事務の効率化、リスク軽減などの観点から、マニュアルに私費会計の設置基準を定めるとともに、各会計の必要性を検討し、統廃合が可能な会計の整理を行うよう各県立学校へ周知を図られたい。	事務職員の事務の効率化、リスク軽減などの観点から、学校諸費取扱マニュアルに私費会計の設置基準を定めるとともに、各会計の必要性を検討し、統廃合が可能な会計の整理を行うよう、各県立学校への周知徹底及び学校職員を対象とした研修会の実施に取り組んでまいります。	
2	教育庁	資金の透明性や保護者への説明責任の確保、不正リスク軽減などの観点から、次の点をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図られたい。	資金の透明性や保護者への説明責任の確保、不正リスク軽減などの観点から、次の点を学校諸費取扱マニュアルに定め、各県立学校への周知徹底及び学校職員を対象とした研修会の実施に取り組んでまいります。	
		教育環境整備課	①剰余金の必要性、使用時期、用途、使用見込額などを整理すること。	剰余金の必要性、使用時期、用途、使用見込額等について、学校諸費取扱マニュアルに定めます。
		教育環境整備課	②会計の運用に支障を来すおそれがあるとして、やむを得ず会計間で資金移動を行う場合には、資金移動を行うことを関係会則等に明記するなどした上で、保護者に対して十分な説明を行うこと。	会計の運用に支障を来すおそれがあるとして、やむを得ず会計間で資金移動を行う場合には、資金移動を行うことを関係会則等に明記した上で、保護者に対して十分な説明を行う旨、学校諸費取扱マニュアルに定めます。
		教育環境整備課	③教育活動に要する経費（実費相当額）を徴収する学校徴収金については、原則として剰余金を発生させないよう、学校諸費検討委員会において保護者を交えて検討し、適正規模の予算額を設定すること。	教育活動に要する経費（実費相当額）を徴収する学校徴収金については、原則として剰余金を発生させないよう、学校諸費検討委員会において保護者を交えて検討し、適正規模の予算額を設定する旨、学校諸費取扱マニュアルに定めます。
教育環境整備課	④P T A等の規約に基づき会費を徴収する団体徴収金については、剰余金を増加させない適切な会費を設定するよう、P T A等に働きかけを行うこと。また、購買部など保護者からの会費以外を原資に運用する会計については、生徒の学校生活に必要な物品の販売であり、収益を目的としたものではないことなどを踏まえて、剰余金の処理方針について検討を行うよう、P T A等に働きかけを行うこと。	P T A等の規約に基づき会費を徴収する団体徴収金について、剰余金を増加させない適切な会費を設定する旨をP T A等に働きかけるよう、周知してまいります。 また、購買部など保護者からの会費以外を原資に運用する会計についても、剰余金の処理方針について検討を行う旨をP T A等に働きかけるよう、周知してまいります。		

令和6年度 定期監査（後期）「意見」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	課（室）・内容	措置状況（R7.5.30提出）
2	教育庁	<p>教育環境整備課</p> <p>⑤周年事業や全国大会参加などの特定目的に使用する積立金会計については、過去の実績額等と照らして現在の積立額が適切な規模であるか検証し、必要に応じて年間積立額の見直しを図るよう、PTA等に働きかけを行うこと。また、令和5年度以降、取付工事費や維持管理費用が公費化された空調機会計については、今後の剰余金の処理方針を検討するよう、PTA等に働きかけを行うこと。</p>	<p>周年事業や全国大会参加などの特定目的に使用する積立金会計については、過去の実績額等と照らして現在の積立額が適切な規模であるか検証し、必要に応じて年間積立額の見直しを図る旨をPTA等に働きかけるよう、周知してまいります。</p> <p>また、令和5年度以降、取付工事費や維持管理費用が公費化された空調機会計についても、今後の剰余金の処理方針を検討する旨をPTA等に働きかけるよう、周知してまいります。</p>
3	教育庁	<p>教育環境整備課</p> <p>保護者から徴収した会費等で私費会計を運営しているという点を十分に考慮した上で、PTA等に修繕費等を過度に負担させないよう、公費で負担する経費と私費で負担する経費を整理し、その結果をマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図りたい。</p>	<p>PTA等に修繕費等を過度に負担させないよう、公費で負担する経費と私費で負担する経費を整理し、学校諸費取扱マニュアルに定め、各県立学校への周知徹底及び学校職員を対象とした研修会の実施に取り組んでまいります。</p>
4	教育庁	<p>児童生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」であることを踏まえ、透明性を確保し、説明責任を果たすべく、次の点について対策を講じられたい。</p>	<p>児童生徒又は保護者が自らのために個人負担する「私費」であることを踏まえ、透明性を確保し、説明責任を果たすため、次のとおり対策を講じます。</p>
		<p>教育政策課</p> <p>①教育庁において定期的な実態調査等を行う専門部署を創設するなど私費会計に対する調査・指導体制を整備すること。</p>	<p>教育庁内に私費会計の指導に係るプロジェクトチームを設置し、私費会計に対する定期的な事務実態調査及び実地指導に取り組んでまいります。</p>
		<p>教育環境整備課</p> <p>②今回の監査で見受けられた事例や昨年の不適切な会計処理事案の再発を防ぐため、マニュアルの改正を行うなどの対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。</p>	<p>今回の監査で見受けられた事例や昨年の不適切な会計処理事案の再発を防ぐため、学校諸費取扱マニュアルの改正を行い、各県立学校への周知徹底及び学校職員を対象とした研修会の実施に取り組んでまいります。</p>

令和6年度 定期監査（後期）「意見」に係る措置状況一覧（様式3-1）

番号	部局	課（室）・内容	措置状況（R7.5.30提出）
4	教育庁	教育環境整備課	<p>③労務管理に関しては、P T A雇用職員の労働者名簿や賃金台帳が作成されていないもの、P T A雇用職員に令和6年度契約更新時に無期転換申込みに関する事項を明示していないものなどが見受けられたため、労働基準法等に遵守した適正な事務が行われるよう、P T A等に働きかけを行うことについてマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知を図ること。</p> <p>P T A雇用職員の労働者名簿や賃金台帳の作成、P T A雇用職員の契約更新時における無期転換申込みに関する事項の明示など、労働基準法等に遵守した適正な事務を行うよう、学校諸費取扱マニュアルに定め、各県立学校への周知徹底及び学校職員を対象とした研修会の実施に取り組んでまいります。</p>
		教育環境整備課	<p>④各種団体から学校への補助金受入口座に経緯不明な残金が保管されていた事例を踏まえて、補助金を適切に処理、管理するようマニュアルに定めるなど対策を講じ、各県立学校へ周知するとともに、県からの補助金交付先である長崎県高等学校体育連盟や長崎県高等学校文化連盟をはじめとした各種団体へ、各県立学校の口座残金の確認を十分に行うよう、所管課において併せて指導すること。</p> <p>各種団体から学校への補助金について適切に処理・管理する旨、学校諸費取扱マニュアルに定め、各県立学校への周知徹底及び学校職員を対象とした研修会の実施に取り組んでまいります。</p>
		学芸文化課	<p>令和7年5月に開催される長崎県高等学校文化連盟専門委員長会議において、補助金受入口座の残金確認及び適切な補助金管理の徹底について指導を行ってまいります。</p>
		体育保健課	<p>長崎県高等学校体育連盟等各種団体に対し、各県立学校の補助金の執行管理状況について、確認を十分に行うよう指導しました。</p> <p>今後は、長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱及び実施要綱に基づき、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

R07-01090-01658  
令和7年5月27日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 祐実 様  
長崎県監査委員 松本 洋介 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県知事 大石 賢吾  
( 公 印 省 略 )

令和6年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和7年3月13日付R06-21000-00843の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 令和6年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：文化観光国際部 国際課		
【公益財団法人 長崎県国際交流協会】		
意 見（主務課）	(1) 中期経営計画の進捗状況について 「国際理解講座」「ボランティアの登録・育成」「ながさき国際協力・交流フェスティバル」及び「日本文化体験教室」については、年度目標が未達成となっており、今後県内においても外国人住民の増加が想定されるため、各事業の参加者を増やすための工夫が必要となっていることから、県においても事業効果が十分発揮されるよう、協会への助言等の支援を継続されたい。	協会への助言等について継続的に実施してきた結果、令和5年度未達成であった事業のうちほぼすべての事業で令和6年度は参加者の増加を実現できました。 しかしながら、目標未達成の事業がほとんどの現状に変わりはないため、目標達成へ向けて、引き続き助言等の支援を継続します。

R07-40060-01894  
令和7年5月28日

長崎県監査委員 下田 芳之 様  
長崎県監査委員 砺山 祐実 様  
長崎県監査委員 松本 洋介 様  
長崎県監査委員 坂本 浩 様

長崎県教育委員会教育長 前川 謙介  
( 公 印 省 略 )

令和6年度財政援助団体等監査結果に係る措置について（通知）

令和7年3月13日付R06-21000-00843の監査結果に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

## 令和6年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 教育環境整備課		
【国見高等学校寄宿舎運営協議会】		
指摘事項（団体）	<p>(1) 寄宿舎会計の預金の管理について  監査対象である令和5年度補助金の額の確定に係る事務手続は適切に行われていたものの、寄宿舎会計の預金口座において、管理が極めて不十分であったため不適正な入出金が繰り返し行われており、また、令和4年度以前においても、出納簿と預金通帳の確認が行われておらず不適正な入出金が繰り返されていたので、適正な預金の管理に努めること。</p>	<p>不適正な入出金発覚後、出納簿と預金通帳を定期的に複数名で照合を行うことや、印鑑と通帳を副会長と理事がそれぞれ別々に保管・管理するよう改めました。  今後も団体として、チェック体制を強化し、適正な預金の管理に努めてまいります。</p>

## 令和6年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 教育環境整備課		
【国見高等学校寄宿舎運営協議会】		
意 見（主務課）	(1) 寄宿舎運営費補助金に係る実績確認について 主務課において、監査対象である令和5年度補助金の額の確定に係る事務手続は適切に行われていたものの、寄宿舎会計の預金口座において、管理が極めて不十分であったため、不適正な入出金が繰り返し行われていたので、今後は団体に対し、現地調査の実施や会計規程の改正などの指導監督を行うことにより、不正の再発防止に向けた取組を進められたい。	寄宿舎運営費補助金については、学校から提出された実績報告書・出納簿の写し・預金通帳の写しとの突合による実績確認を徹底するとともに、定期的な現地調査の実施や会計規程の改正などの指導監督を行うことにより、不正の再発防止に努めてまいります。

## 令和6年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局：教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
意 見（主務課）	(1) 次期公募に向けた指定管理の在り方について 今期の指定管理契約期間においては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う利用者数の減少や食堂運営費の上昇等、契約時に想定していなかった状況変化に伴う経費負担増が指定管理者の運営準備金で殆ど賅われているので、次期公募に向けて収支両面からの検証を行い、提供すべきサービス内容の精査に努められたい。	次期公募に向けて、指定管理者とも協議を行いながら、収支両面の検証を行い、経営の健全化につなげるため提供サービス内容の検討を行ってまいります。

## 有明海自動車航送船組合公告

### 有明海自動車航送船組合職員採用試験（一般事務）の実施（公告）

令和7年度有明海自動車航送船組合職員採用試験（一般事務）の実施について、次のとおり告知する。

令和7年7月22日

有明海自動車航送船組合  
管理者 栗林 堅一郎

#### 1 試験職種及び職務内容

試験職種	職務内容
一般事務	有明海自動車航送船組合事業部における総務、営業、運航管理等の一般事務

#### 2 給与

初任給は、採用される人の職務経験等に応じて決定する。

#### 3 受験資格

平成7年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者

#### 4 第1次試験

##### (1) 試験種目

教養試験、事務適性検査、性格特性検査

##### (2) 試験の実施日

令和7年9月21日（日）

##### (3) 試験地

長崎県島原市

##### (4) 第1次試験合格者発表

令和7年10月中旬に多比良港及び長洲港のフェリーターミナル並びにホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に書面で通知する。

#### 5 第2次試験

##### (1) 試験種目

人物試験（個別面接）及び作文試験

##### (2) 試験の実施日及び試験場所

第1次試験合格者に別途通知する。

#### 6 最終合格者発表

合格者は別途書面で通知する。

#### 7 受験手続

##### (1) 試験案内及び受験申込書の入手方法

① インターネットで出力する場合は、有明海自動車航送船組合のホームページ上よりダウンロードすること。

② 直接請求する場合は、有明海自動車航送船組合事業部総務課で受験申込書を受け取ること。

③ 郵便にて請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、有明海自動車航送船組合事業部総務課あて郵送すること。

##### (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、有明海自動車航送船組合事業部総務課に持参または封書（簡易書留）にて郵送すること。

##### (3) 申込受付期間

令和7年7月15日（火）から令和7年8月22日（金）までの必着とする。

#### 8 その他

詳細な採用試験の案内については、有明海自動車航送船組合のホームページ上に掲載している。受験手続その他受験に関する問い合わせは、有明海自動車航送船組合事業部総務課に行うこと。

有明海自動車航送船組合 事業部総務課  
郵便番号 859-1311 長崎県雲仙市国見町土黒甲2-28  
電話 0957-78-3358

## 雑 報

### 一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学IP-PBX更新及び保守について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和7年7月22日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
長崎県立大学IP-PBX更新及び保守
- (2) 委託業務の特質等  
入札説明書等による。
- (3) 調達スケジュール及び保守期間
  - ①更新期間：契約締結日～令和7年11月30日まで
  - ②運用開始日：令和7年12月1日
  - ③提供及び保守期間：令和7年12月1日～令和12年11月30日
- (4) 納入場所  
長崎県立大学佐世保校（長崎県佐世保市川下町123）及び  
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1）
- (5) 入札の方法  
前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) ア又はイの資格を得ている者であること。  
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。  
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
- (3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和7年8月6日（水）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。

#### 4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる設置しようとする機器の機能等証明書を、令和7年8月6日（水）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

#### 5 当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1

(名称) 長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ  
(電話) 095-813-5500

6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和7年8月1日(金)17時00分までの間(大学の休日を除く。)  
(場所) 5の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。(上記期限内必着とする。)

(受領) 入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨

8 入札・開札の場所及び期日等

(期日) 令和7年8月22日(金) 11時00分開始

(場所) 長崎県立大学シーボルト校 東棟1階 E110教室

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

10 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 設置予定機器が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

## 13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

**一般競争入札の実施（公告）**

長崎県立大学スマートフォン及びSIM調達について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和7年7月22日

長崎県公立大学法人 理事長 坂口 克彦

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
長崎県立大学スマートフォン及びSIM調達
- (2) 委託業務の特質等  
入札説明書等による。
- (3) 調達スケジュール及び保守期間
  - ①導 入 期 間：契約締結日～令和7年11月30日まで
  - ②スマートフォン納品期限：令和7年11月7日まで
  - ③供用開始及び保守期間：令和7年12月1日～令和12年11月30日
- (4) 納入場所  
長崎県立大学佐世保校（長崎県佐世保市川下町123）及び  
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1）
- (5) 入札の方法  
前記(1)の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。  
なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) ア又はイの資格を得ている者であること。  
ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。  
イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
- (3) この公告の日から8の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和7年8月6日（水）17時00分までに下記5の提出場所へ提出すること。
- 4 入札参加条件  
この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる設置しようとする機器の機能等証明書を、令和7年8月6日（水）17時00分までに、5の部局に、2部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- 5 当該業務を担当する部局  
（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番地1  
（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ  
（電話）095-813-5500
- 6 入札説明書の交付期間及び場所  
（期間）この公告の日から令和7年8月1日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く。）  
（場所）5の部局とする。  
なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、5の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）  
（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 8 入札・開札の場所及び期日等  
（期日）令和7年8月22日（金）10時00分開始  
（場所）長崎県立大学シーボルト校 東棟1階 E110教室  
入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
徴収しない。  
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、8の入札当日に委任状を提出すること。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
  - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らか

かである者が入札したとき。

- (9) 設置予定機器が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

## 13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書等による。
- (3) 不明な点に関する問い合わせ先 5の担当部局

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八二四)  
二二一  
四一

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト  
印刷人